

## 第 2 回

# 秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 2 月 18 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第2回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月18日（金） 午後2時から午後2時32分まで
- 2 開催場所 秋田市役所職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 19人

1番 佐々木 英 久	2番 武 藤 真 作
3番 関 正 美	4番 鈴 木 昇
5番 星 容 子	6番 相 場 堅 一
7番 佐々木 繁 明	8番 安 田 友 一
9番 白 岩 勝	10番 柴 田 ますみ
11番 鎌 田 悦 雄	12番 佐々木 和 昭
13番 齊 藤 善 彦	14番 藤 田 修
15番 加 藤 淳	16番 三 浦 宏 和
17番 伊 藤 洋 文	18番 佐々木 吉 秋
19番 加賀屋 慎 一	
- 5 欠席農業委員  
なし
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第7号 農用地利用集積計画(令和3年度第11号)に関する件
  - 第6 議案第8号 秋田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する件
- 7 事務局職員

参 事 加 藤 康 則	副 参 事 伊 藤 弘
副 参 事 住 谷 真 人	主 席 主 査 中 村 至
主 席 主 査 勝 田 茂 満	主 任 廣 嶋 孝 祐
技 師 小 林 素 子	
- 8 書 記  
主 任 富 岡 周 馬
- 9 議事録署名委員

4番 鈴 木 昇	5番 星 容 子
----------	----------

10 議 事

<p>事務局 (加藤参事)</p>	<p>それでは、ただ今から、令和4年第2回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>欠席の届出はございません。委員定数19名全員の出席となっており、総会は成立していることをご報告いたします。</p>
	<p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p><b>【配付書類の確認】</b></p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第2回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p>
	<p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
	<p>異議なし。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」の声がございますので、4番鈴木昇委員、5番星容子委員をお願いいたします。</p>
	<p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p>
	<p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p>
	<p>はじめに、会務報告1の「令和3年度パソコン農業簿記講習会」につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (小林技師)</p>	<p><b>【会務報告1の報告】</b></p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
<p>9番白岩勝委員</p>	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
<p>1番佐々木英久委員</p>	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
<p>2番武藤真作委員</p>	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
<p>7番佐々木繁明委員</p>	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>

13番齊藤善彦委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告3の「令和3年度第4回運営委員会」および会務報告8の「令和3年度第5回運営委員会」につきましては、関連がありますので、事務局から一括して報告をお願いします。
事務局 (中村主席主査)	【会務報告3および8の報告】
議長	次に、会務報告4の「令和3年度第1回農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」および会務報告6の「令和3年度第2回農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」の2件につきましては、関連がありますので、事務局から一括して報告をお願いします。
事務局 (中村主席主査)	【会務報告4および6の報告】
議長	次に、会務報告5の「一般社団法人秋田県農業会議第70回常設審議委員会」につきましては、私から報告します。
	【会務報告5の報告】
	次に、会務報告7の「令和3年度秋田市農業大賞表彰式」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (小林技師)	【会務報告7の報告】
議長	次に、会務報告9の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告13の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告9から13までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
2番武藤真作委員	はい、議長。
議長	2番武藤委員、どうぞ。
2番武藤真作委員	2番武藤です。会務報告1のパソコン農業簿記講習会について、お願いがあります。講習会は初級者向けの2日間でソリマチ株式会社の担当者からパソコン操作の基礎を学び、応用編で実践的な内容を学ぶ形となっております。今年は新型コロナウイルスの影響で応用編が中止となってしまいましたが、青色申告をするためには、実際の申告データを使用する応用編の内容が最も重要だと感じています。

2番武藤真作委員	そこで、今後同様のケースが起こった場合に、応用編の代わりになるような講習会を別途開催することはできないでしょうか。今年は時間的に間に合わないと思いますので、来年以降、申告期間が終了した後にでも代替の講習会を開催できたらと考えています。
議長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (加藤参事)	武藤委員の意見は承知しました。ただし、応用編についてですが、来年度は開催しないこととしました。 今後、代替の講習会の開催について検討することは可能ですが、来年度は開催しないことが前提となります。
2番武藤真作委員	はい、議長。
議長	2番武藤委員、どうぞ。
2番武藤真作委員	確認ですが、秋田県農業会議で主催している初級者向けの講習会はどうなるのでしょうか。
議長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (加藤参事)	初級者向けの講習会については、現時点で開催中止の連絡がないことから来年度も開催されるものと考えています。ただし、初級者向けは受講者負担が発生し、定員に満たない場合は開催中止となる場合があります。
2番武藤真作委員	はい、議長。
議長	2番武藤委員、どうぞ。
2番武藤真作委員	来年以降、秋田市農業委員会として応用編を開催しないということであれば、それを補うような講習会を秋田県農業会議に開催してもらおうようお願いすることも1つの方法かと思います。
議長	わかりました。秋田県農業会議へのお願いであれば、私から事務局と相談し、応用編に代わるようなものを開催するよう働きかけたいと思います。
1番佐々木英久委員	はい、議長。
議長	1番佐々木委員、どうぞ。
1番佐々木英久委員	1番佐々木です。農業簿記講習会に関連して、私も毎年応用編を受講しており、来年以降開催されないのは一農家として非常に困ります。ぜひ会長から秋田県農業会議にお願いしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	わかりました。ほかにご質問、ご意見はありませんか。
一 同	なし。

議 長	<p>ほかにご質問等がないようですので、日程第4の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (廣嶋主任)	<p>議案書1ページの2件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、自宅付近に育苗用の農地を求めており、高齢化に伴い農地の処分を希望する譲渡人と売買するため申請に至ったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間298日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、36,291平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>両者は親戚関係で、譲受人は、従前から申請地について農作業委託を受けており、高齢の譲渡人が財産処分を進める中で、当該地の贈与を受けることとなり、申請に至ったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、11,980平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それではここで、案件1番と2番について現地調査を行った保坂正真推進委員から報告を受けた14番藤田修委員に報告をお願いします。</p>
14番藤田修委員	<p>14番藤田です。先日、保坂推進委員から連絡を受けました。現地確認したところ、特段問題ないとのことでしたのでご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第7号、農用地利用集積計画（令和3年度第11号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局		それでは、議案について説明します。 今回は所有権移転がないことから、利用権設定の25件について説明します。議案書の3ページから30ページをご覧ください。 番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。 土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。 このほか、合計25件のうち議案書11ページ以降の番号13から番号25までの13件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和3年度第11号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
	(勝田 主席 主査)	
議	長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	今回は、所有権移転の案件がございませんので、利用権設定について採決いたします。 利用権設定の25件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の25件について、原案のとおり決定することといたします。 以上により、日程第5、議案第7号、農用地利用集積計画（令和3年度第11号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第6、議案第8号、秋田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局		それでは、本日お配りした議案書の31ページをご覧ください。 先ほどの会務報告6でご報告したとおり、2月7日に開催した選考委員会において、候補者として適任者判定を受けた第4区域、河辺三内地区の山上一さんを秋田市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会の決定を求めるものです。説明は以上です。
	(中村 主席 主査)	
議	長	それでは、質疑を行います。

議	長	ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	質問等がないようですので、秋田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する件を原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第8号、秋田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する件を、原案のとおり決定いたします。これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
(午後2時32分終了)		